

令和6年第1回臨時会

江東区教育委員会会議録

令和6年2月20日（火）

江東区教育委員会

令和6年第1回江東区教育委員会臨時会会議録

- 1 開会年月日 令和6年2月20日（火）午後 2時00分
- 2 閉会年月日 令和6年2月20日（火）午後 3時07分
- 3 開会場所 江東区役所
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、本田和恵（教育長職務代理者）、
安部敏啓、鈴木清人、浅野美智子
- 5 出席職員 杉村教育委員会事務局次長、星名庶務課長、
西尾学校施設課長、太田整備担当課長、賀来学務課長、
飯塚指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、
木内教育支援課長（教育センター所長兼務）、笠間地域教育課長、
榎本江東図書館長、関戸深川図書館長、菅原文化観光課長

6 議題

日程第1 議案第12号 江東区学校運営協議会規則の一部を改正する規則

7 報告事項

- （1）江東区奨学資金奨学生の決定について ほか

8 協議事項

- （1）区立図書館の臨時休館について

9 追加競技事項

- （1）地下鉄8号線延伸事業における整備計画の協議について

10 審議概要

本多教育長 それでは、ただいまより令和6年第1回江東区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。安部委員、鈴木委員にお願いいたします。

本日の会議につきましては、議事進行上の関係から順序を変更しまして、初めに報告事項2について報告を受けた後に審議に入ります。

それでは、報告事項2 包括外部監査の結果報告についてを説明願います。

庶務課長。

星名庶務課長 それでは、報告事項2 包括外部監査の結果報告でございます。恐れ入ります、資料3をお願いいたします。

昨年9月の教育委員会で御報告しましたとおり、江東区では、生涯学習事業における財務事務の執行についてをテーマに包括外部監査を実施し、今般、結果が取りまとまったというものでございます。

包括外部監査におきましては、教育委員会所管の事業も対象となっており、その結果について御報告するものでございます。

監査結果でございますが、3に記載のとおり、改善や是正が必要な指摘事項が、教育に関する事務で3件、改善が望まれる事項や監査委員の要望等の意見事項が、教育に関する事務で34件となっております。

指摘・意見事項につきましては、2から6ページに記載をしてございます。

恐れ入りますが、2ページをお願いいたします。まず、指摘事項でございます。

1点目は、社会教育団体のホームページアドレスの記載についてでございます。ホームページに記載されている合計52件につきまして、正しいホームページに到達できない状況だということでございます。

2点目は、文化財の登録日についてでございます。令和5年度に告示された江東区指定無形文化財及び江東区登録有形民俗文化財につきまして、令和4年度中の指定及び登録として取り扱われているところでございます。

3点目は、江東区文化プログラムのロゴマークの使用についてでございます。令和5年3月に実施された事業のチラシに、令和4年度で終了した文化プログラムのロゴマークが使用されていたというものでございます。

続きまして、意見事項でございます。主なものを御説明いたします。

2ページ下段、意見事項のところの3番目、文化財保護審議会に関する情報公開では、文化財保護審議会の会議録についてホームページ等で公開を求めるものでございます。

3ページを御覧ください。上から1つ目と2つ目につきましては、文化財保護推進協力員に関する意見で、協力員の確保に関する意見でございます。

3ページの最下段及び4ページでございます。上から3つ目まででございますが、こちらにつきましては、図書館カード、開館時間、各図書館の特徴の明確化、イベントのウェブ予約など、利便性の向上等に関する意見でございます。

恐れ入ります、5ページを御覧ください。上から3つ目、4つ目でございますが、こちらは計画の施策の指標に関する意見でございます。また、下から3つ目につきましては、SNSの積極的な活用による情報発信についての意見となっております。

主なものは以上でございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。5の今後の予定でございますが、監査結果につきましては、2月の区議会に説明の後、ホームページ等で公表する予定でございます。

指摘事項につきましては、今後、所管課で改善策を検討し実施、意見事項については、今後の事業のよりよい運営の参考としていくものでございます。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 まず、全体的なことなんですけど、これって今後、掲載するというの
は、この概要まで、これを載せるということなんです。これに対して
どうしようと思っているというところまでをつけて報告しようというこ
となんです。

本 多 教 育 長 庶務課長。

星 名 庶 務 課 長 まずは監査結果について公表をした後に、各課で今後どういうふう
に
していくかというところを記載したのも併せて次の段階で公表してい
く、2段階で分けて公表していくという形になっております。

安 部 委 員 それは。

星 名 庶 務 課 長 3月1日の区報の掲載、ホームページに掲載は、まずは監査結果です。
その後に、各課で基本的な対応を考えて、4月以降にそれも併せて公表
するという形になってございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。
安部委員。

安 部 委 員 では、3ページ目の下から2段目の件なんですけど、ちょっとごめん
なさい、僕、不勉強で、これは問いとして、事項が「亀戸地域における
図書館サービスの」と書いてあって、その指摘事項が「区内の図書館空
白地域の」云々ってなっているんですけど、これは、亀戸地域が図書館
の空白地域であるということを言っているのかなと思ったんですけど、
この辺ってどういうふうに捉えていらっしゃるか教えてもらえますか。

本 多 教 育 長 江東図書館長。

榎本江東図書館長 図書館の空白地域という記載でございますけれども、亀戸の地域では、特に亀戸駅北側の地域が、亀戸図書館から距離があって遠いというところで、図書館サービスを利用している方が統計的に見ると少なくなっているというところもあり、亀戸の図書館空白地域というふうに記載されているものと認識しているところでございます。

安 部 委 員 そうなんですネ。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ちなみに、図書館空白地域というのは、何か地図的に距離とか明確な定義があって、そういうふうに位置づけているものなんでしょうか。亀戸以外にもあるんだったら教えてほしいんですけど。

本 多 教 育 長 江東図書館長。

榎本江東図書館長 特段、正式な定義というものはございません。例えば、図書館が所在する位置から半径1キロの円で見て考えたとする、亀戸の北側については、若干そこから外れてくるというところはございます。

もともと有明地域についても、そのような空白と言われるようなところに該当するところではあったんですけども、有明については御案内のとおり、有明こども図書館が整備されているという状況でございます。

以上です。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。

じゃ、ちょっと次、4ページなんですけど、下から3つ目なんですけど、「図書運搬用の車両について、利用状況に応じた対応を検討されたい」という、何か、これは指摘と言っても何か、今は問題があるのかなのかさがさっぱり分からなかったんですけど、これは問題があるから何か考えろよと言っているということなんでしょうか。

本 多 教 育 長 江東図書館長。

榎本江東図書館長 具体的に、このルートに問題があるというような指摘はございません。一般論として、ルートは効率化をした上で脱炭素政策の促進をするとか、あるいは、通常、図書館運営をしていく中で、毎日、配本車を動かして

いますけれども、例えば日曜日は動かさないような方法も考えられるのではないかといったような御提案があったところでございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございました。

最後にもう一つ、5 ページ目の上から2 段目なんですけど、これもさっきと似たような感じなんですけど、何かいいとか悪いとか指摘されている気がなくて、OPACの台数について、いろいろ有効活用しないよと書いてあると思うんですけど、適正な数というのはそれぞれによって違っていると思うんですけど、これは多いよと言っているのか、少ないよと言っているのか、これはどういうふうに捉えていらっしゃるのでしょうか。

本 多 教 育 長 江東図書館長。

榎本江東図書館長 こちらについても、特段多過ぎる、ここの館がおかしいとか、そういった御指摘ではなくて、実際に監査人の方が図書館の中を見た際、利用者がその時間帯については少なかったところもあったので、利用状況に応じて日々見直しをするようなことが必要なのではないかと、そういった御意見であると認識しております。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。

では、ちょっと私のほうから。指摘事項が今回3 件上がっていますけれども、今後の検討とかいうところはあると思うんですけども、所管として受け止めと何か改善策、今の段階であればお話しいただければと思います。

文化観光課長。

菅原文化観光課長 指摘事項の3 件につきましては、全て文化観光課所管のものになります。

まず1 つ目の、社会教育団体の登録団体の情報の更新のところなんですけれども、2 年に一度、登録の更新を行っておりまして、その際にホームページのアドレスなどの確認をしております。

ただ、その後、2 年の間にアドレスの変更でしたり、ホームページ自体がなくなってしまうということが実際にございましたので、その点を指摘されたものと認識しております。

ですので、今後は2 年ごとではなくて、年度途中でも定期的にそういった情報の更新がないとか、その辺の確認をさせていただこうと思っ

ております。常に新しい情報を御提供できるように検討を進めてまいります。

また、2つ目の文化財の登録日についてでございますが、文化財保護審議会の答申については、4年度のうちに終わっていたものではございましたが、ただ、教育委員会の告示につきまして、新年度に入ってから告示になってしまったという、年度をまたいだ案件がございまして、こちらの取扱いを4年度として文化観光課が扱ってしまったというところでございます。

確かに告示日のほうを優先すべきと考えますので、これは5年度の登録として扱うべきだったということで、今後はそういった取扱いを行ってまいります。

さらに3つ目、江東区文化プログラムロゴマークの使用についてでございます。これは大変お恥ずかしい話でございますが、使用期限、4年3月31日までしか使えないロゴマークを、その後もチラシの掲載で使ってしまったと。これは単純に我々のミスになりますので、今後、そういったロゴマーク等を使う際には、使用期限ですとか意匠に当たって本当に使えるものかというのを必ず確認して、チラシ等の作成に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 ありがとうございます。
ほか、いかがでしょうか。
安部委員。

安 部 委 員 すいません、今の件なんですけど、指摘事項の1番目のホームページ絡みなんですけど、これはもう手動でやらなくても、ツールでリンク切れというのは、すぐ、直ちに分かるツールはたくさんありますので、人がやらないほうがいいと思います。そういうのを活用いただいて、あっという間に分かるので、それで効率化を図っていただいたほうがいいような気がします。

本 多 教 育 長 ありがとうございます。
ほか、よろしいでしょうか。
では、幾つか御意見もありましたが、監査で指摘事項があったところについては、改善を図っていくべきことですので、よろしくお願いいたします。
それでは、本報告を終了いたします。
なお、文化観光課長につきましては、他の公務のため、ここで退席いたします。

菅原文化観光課長 失礼いたします。

本 多 教 育 長 それでは、審議に入ります。

日程第 1 議案第 1 2 号 江東区学校運営協議会規則の一部を改正する規則を議題といたします。本案について、事務局より説明願います。
次長。

杉村教育委員会事務局次長 議案第 1 2 号 江東区学校運営協議会規則の一部を改正する規則。
上記の議案を提出する。
令和 6 年 2 月 2 0 日。
提出者、江東区教育委員会教育長、本多 健一朗。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 5 条の規定に基づき、
本案を提出します。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

笠間地域教育課長 私のほうから、江東区学校運営協議会規則の一部を改正する規則について御説明させていただきます。

お手数ですが、資料 1 をお願いいたします。

まず、この規則は、学校運営協議会に関する必要な事項を定めている規則になります。

今回の改正は、1 の改正趣旨に記載のとおり、学校運営協議会における委員の任期について、任命日にかかわらず、任期の満了日を年度末とする内容となっております。

2 の改正内容についてです。

これまで同規則第 9 条にて協議会委員の任期を定めておりますが、現行の規則では、学校運営協議会の設置が年度の途中であれば、委員の任期もそこから 2 年ということとされており、それ以降、委員の任期は常に年度の途中となってしまう状況になってございます。

しかし、学校の運営は 4 月をスタートの月とした年度単位で学校運営がなされており、委員の任期と学校のサイクルに差異が生じる状況となっております。

こうした状況を改善するため、年度途中に学校運営協議会を設置した場合でも、委員の任期を、任命の日が属する年度の翌年度の末日までとし、また、定員 1 5 名に達しない協議会において、定員数を埋める任命を行った場合、その場合でも、さきに任命していた委員と同じタイミングで任期が満了となるよう規定を整備するものでございます。

2 の（1）は、年度の途中で学校運営協議会を設置した場合及び定員数を埋める任命において、さきに任命していた委員の残任期間が 1 年を超える場合に対応しまして、（2）は、同様に定員数を埋める任命にお

いて、さきに任命していた委員の残任期間が1年以下の場合に対応するものとしてございます。

次に、3の新旧対照表です。

本規則の一部改正の詳細につきましては、2ページに新旧対照表をつけてございますので、後ほど御確認いただければと思います。

次に、4の施行期日でございます。令和6年4月1日としております。

5のその他になりますが、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の任期の残存期間とすることを定めておりまして、こちらについては従前のおりの取扱いといたしております。

説明は以上となります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。日程第1について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

これより報告事項に入ります。

報告事項1 江東区奨学資金奨学生の決定についてを説明願います。
庶務課長。

星 名 庶 務 課 長 それでは、江東区奨学金奨学生の決定についてを御説明いたします。

資料2をお願いいたします。今年度から給付型の奨学金となりまして、初めての奨学生の申請及び予約決定がというところでございます。

1（1）のとおり、申請者数と審査結果でございます。申請者数につきましては43名でございまして、募集人数の範囲内で行いましたので、全員、43名を予約決定としたところでございます。

審査方法につきましては、奨学資金審査会による審議によりまして決定をいただいたというところでございます。

（3）に記載のとおり、この後、採用された予約生につきましては、高等学校等への入学確定後に令和6年度生として正式に決定するという形で考えてございます。現在、書類のやり取りをしているところでございます。

2の経過措置、給付型制度への変更者の決定でございます。給付型の奨学資金につきまして、今年度から開始というところでございまして、従来の貸付制度の貸付期間中で要件を満たす奨学生については、来年度から給付型への変更申出により変更を認めるものとしたところでございまして、こちらも申請者数が3名で、全員を変更決定としたところでございます。

中身につきましては、参考に記載のとおり支給額、今後のスケジュー

ル等を記載してございますので、後ほど御参照いただければと思います。
説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
鈴木委員。

鈴 木 委 員 今、申請者数が43で決定43と、想定内であったということですが、
けれども、予算的には、総額として何名ぐらいの人数の予算を取ってある
のか。それから、もしそれを超えた場合は、どういうふうな方法で対応
するのか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

星 名 庶 務 課 長 予算枠でございますが、今年度については60名までがいけるという
形で、来年度の予算につきましても60名まで採用できるような形での
予算となっております。

その数を超えた場合の対応でございますが、これは一定程度の選考を
かけるというところでございます。今回につきましては、全員が採用に
なったために選考自体は実施をしていないんですけれども、3パターン
ぐらい試して、どういうふうな形になるのかというのは、今、研究をし
ているところでございます。

1つは、成績そのままという形で、成績順に考えたときにどうなるの
かというところ、それと、収入と成績を一定程度点数化して順位づけを
するという方法を、ちょっと2パターンほど考えています。

1パターンは、単純に世帯収入全体を点数化して、成績の点数化をし
たものと合計して変更するというもの、それと、もう1パターンが、世
帯収入をこどもの数で割り返すというところなんです。それでこども1人当
たりにかけられる世帯収入を点数化して、成績等合計して並べ変えたとい
う形でやってございます。

ただ、いずれの場合でも20位ぐらい順位の変動があるんです。今回の
応募者の中で試した結果、20位ぐらいの変動があるので、果たして
それが適正なのかどうかというのは、またちょっと考えていかなきゃい
けない部分ではあるかと思います。

いずれにしても、来年度もまた同様の制度として運用していきますの
で、そこでの申込み状況等をちょっと積み重ねながら、適正なものにつ
いて審査会を通して決定をさせていただくという形で考えてございます。
以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。ちょっと自分の記憶が間違っていたら、指摘してそれで終わりになっちゃうんですけど、たしかこれ、東京都のほうも給付型になったということで、一緒にこっちも足並みそろえるみたいな話だったような気がしているんですけど。今までは東京都のほうで落ちて、今度こっちに申請みたいな、そういう流れだったような気がするんですけど、今回は全然別でしたか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

星 名 庶 務 課 長 東京都が来年度から高校無償化というのは、これはまた別の制度でございます。現在、授業料自体については、一定の世帯収入の制限がある中で無償化をしているというところでございます。来年度からは世帯収入の上限が撤廃されるということで、基本的にはほぼ全員が授業料自体の無償化にはなるというところでございます。

あくまで都が行っている制度というのは授業料の無償化というところでございまして、本区で行っているこの奨学金の金額につきましては、授業料以外でかかるものもあると。例えば通学費だとか部活動費、家庭学習費、そういったものを支援して、高校生活の中で不自由ないようにしていただくということで取り入れたものでございますので、そこら辺の趣旨としては大きく違っているのかなというところ。東京都の授業料無償化を補完する制度だと思っていただければと思ってございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいですか。
安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。すいません、ちょっと補足で。ほかにこの奨学金と重複を許すような奨学金みたいなものはあったりしますか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

星 名 庶 務 課 長 江東区が考えている趣旨と同趣旨の給付型の奨学金を受けられた方については、こちらについては辞退していただく、もしくはこちらを優先していただいて、もう一つのほうは申請しないというところでございます。

形態としてはいろいろあるかと思います。例えば高校ですと、特に私立ですと特待生枠みたいなところもあって、授業料が何から何まで全部免除というところもありますので、そういったものについては、ちょっと重複は避けたいなというふうに考えてございます。

なお、申込者につきましては、その旨の周知はさせていただいておりまして、ほかのものを受けませんというような同意書を今回取るという形で考えて、準備を進めております。

以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

 ほか、いかがでしょうか。

 よろしいでしょうか。では、本報告を終了いたします。

 続いて、報告事項3 令和6年度新1・7年生の学校選択制度の進捗状況についてを説明願います。

 学務課長。

賀 来 学 務 課 長 それでは、資料4をお願いいたします。令和6年度新1・7年生の学校選択制度の進捗状況として、最終繰上げの結果について御報告いたします。

 表面1ページの、まず、小学校等でございますけれども、学校選択の希望者数と当せん者数、補欠残の人数や状況が一覧となっているものでございます。

 表の一番下段の合計者数で説明させていただきます。希望者は、選択不可校7校を除く39校の合計で347名おりましたが、うち27校は未抽せんとなりまして、231名が未抽せん当選となりました。

 残りの12校につきましては抽せんを行いまして、当日に33名が当せんし、残りの方は補欠となりましたが、1月18日の最終繰上げまでに、8校44名の方が繰上げ当せんとなっております。

 当せん者の合計は308名となっております。結果、転出などにより6名の辞退がありまして、補欠残が発生した学校は5校で33名となっております。

 次の、裏面2ページを御覧いただければと思います。こちらは中学校等の状況でございます。

 こちらも最下段の合計者数で説明いたします。希望者は24校の合計で982名おりましたが、うち3校は無抽せんとなり、81名が抽せん当せんとなっております。残りの21校につきましては、抽せん当日に165名が当せんし、残りの方は補欠となりましたが、2月16日の最終繰上げまでに、21校、509名の方が繰上げ当せんとなり、当せん者の合計は755名となって、結果、私立校進学や転出などによる補欠辞退が200名あり、補欠残は、校舎新築により希望者が大幅に増加した第二大島中学校1校のみで、その一部の27名という結果になってございます。

 今回の繰上げ結果につきましては、ホームページのほうで発表させていただいております。

本件についての御報告は以上となります。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項4 「江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」の見直しについてを説明願います。

学務課長。

賀 来 学 務 課 長 それでは、資料5を御覧ください。江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針の見直しについて御説明いたします。

同方針につきましては、令和4年3月に改定を行ったところでありますが、1番の見直しの背景に記載のとおり、推計を上回る4・5歳園児の減少が見られています。4・5歳園児数は、右から2番目の欄、現時点の6年度見込みで516人となっております。左から2番目の欄の現行方針上の6年度の推計に対して300人以上の減となっており、左から3番目の欄の11年度推計505人とほぼ同数で、減少ペースとしては5年ほど早い見込みになってございます。

その下段、3歳児入園の安定したニーズについてですが、令和2年度より豊洲・南陽幼稚園、5年度から、なでしこ幼稚園で3歳児保育を開始しており、4・5歳児の減少の一方、3歳児数は、表のとおり安定的に園児が、比較的安定的に確保できているといったところでございます。こういった背景を基に、同方針につきまして見直しを検討していく予定でございます。

2番の見直しの方向性についてですが、園の適正配置については、将来的な大規模改修の要否や現況の園児数などを考慮し検討を行い、新たな3歳児保育の実施につきましては、これまで実施していない地域にて、ニーズや私立幼稚園への影響も勘案しながら検討を行います。

また、来年度からスタートする未就園児の定期的な預かり事業など新たな取組についての展開、位置づけも記載を検討していく予定でございます。

3番の今後の日程ですが、3月からは区立幼稚園あり方検討委員会にて内容についての検討を開始し、5月には教育委員会、6月には区議会文教委員会において、方針の見直し案について御報告することができればと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。一応確認なんですが、こちらのスケジュールでいくと、見直して実施するのは令和7年度という理解で合っていますでしょうか。

本 多 教 育 長 学務課長。

賀 来 学 務 課 長 7年度の実施を一応目指して検討していきたいというのが私たちの考えでございます。
以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。
ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
今、学務課長から報告があったように、減少のスピードが予想を上回るという状況があるので、見直しもスピードアップして、やっていかなければいけないということで今報告がありましたので、しっかりと対応していければというふうに思っております。
それでは、本報告を終了いたします。
ここで、議事進行上の関係から順序を変更しまして、報告事項6 江東区放課後こどもプラン（案）についてを説明願います。
地域教育課長。

笠間地域教育課長 それでは、私のほうから、江東区放課後こどもプラン（案）について御説明させていただきます。

当プランの素案につきましては、11月17日開会の本委員会にて御報告させていただいたところでございます。その後、パブリックコメントや検討委員会、そして外部有識者が委員を務める推進委員会を経まして、江東区放課後こどもプラン（案）として取りまとめましたので、本日御報告させていただくものでございます。

お手数ですが、資料7-1をお願いいたします。1の策定経過についてですが、記載のとおりとなっております。

次に、2のパブリックコメントです。

（1）の実施概要になりますが、期間は令和5年12月11日から令和6年1月5日まで、意見の方法は、郵送、ファクス、ホームページで意見募集を行ったところでございます。その結果、意見者数は80名、そして意見数は142件でございました。

（2）の主な意見と区の考えについてでございます。いただいた御意見のほとんどは、意見というよりも、むしろ要望といった状況でございました。意見数の多い、上位13に対する区の考え方を示しておりまして、プラン（案）への反映につきましては、1件のみとなっております。要望に対する区の考え方は記載のとおりとなっておりますので、後

ほど御覧願います。

次に、江東区放課後こどもプランの素案からの変更点について御説明させていただきます。お手数ですが、資料7-2を御覧ください。前回御説明いたしました素案から大きく内容は変わっておりませんので、今回は素案からの主な修正点について御説明させていただきます。

まず、表紙についてでございます。パブリックコメント募集時に区報に掲載しました写真を使用いたしております。こちらは児童の保護者に承諾を得ておりますので、実際に（案）が取れた段階でもこの写真を使っていこうかと考えてございます。

次に、1ページの目次を御覧ください。2 本プランの目的・位置づけというところがございますが、この位置づけの「づけ」なのですが、前回、素案では漢字の「付」を使っておりましたが、ここでは平仮名のほうが読みやすいだろうということで平仮名に変更してございます。

こちらにつきましては、この目次以外にも何か所か出てまいりますので、同じように漢字から平仮名に変更してございます。

ページをおめくりいただきまして、2ページ、1の本区の放課後こどもプランが目指す姿の2つ目の白丸の文中でございます。「放課後の居場所の選択肢の一つとして」とございましたが、文のつながりとして正しくなかったため、修正後は、「放課後の居場所の選択肢の一つになることから」と修正いたしてございます。

次に、同じく2ページ目の、本プランの目的・位置づけ等で、上から3つ目の目的の文言に「量の確保」、これまでは質の確保のみだったんですが、量の確保を追加してございます。こちらがパブリックコメントで、プランの全体像でも量の確保をうたっているのも、とても重要と思われるので目的に追加したほうがいいというパブリックコメントで意見を頂戴いたしまして、こちらの意見を反映させていただいたところでございます。

次に、3ページ、プランの全体像、方針3の2つ目の文中にございました「民間学童クラブ」という文言を「NPO等の私立学童クラブ」に修正いたしてございます。こちらは、前回の放課後こどもプラン推進委員会におきまして、民間学童クラブという言葉が、営利を目的とした事業者が運営している習い事のようなクラブと混同する可能性があるという御指摘がございまして、修正したものでございます。

また、方針8の文中に「指導・検査の実施」ということがございましたが、こちらにつきましては、指導は既に現在も行っていますので、「指導・助言の充実と、検査の実施」に修正してございます。

次に、ページが少々飛びまして、6ページと7ページになります。4.2、前期5年の方針の取組結果というセルの左側に、それぞれの取組結果という表記をしていたんですが、これは全体が取組結果になっている関係で、セルから全部取り除いて、見やすい表にしたといったところで

ございます。

また、方針3から方針5につきましては、これまでの定員増の実績と延長保育の実施について追記してございます。こちらは数値的なものが載っていませんでしたが、これまでやってきた実績ということで数値的なものを加味してございます。

ページをおめくりいただきまして、11ページを御覧ください。課題4 土曜江東きっずクラブの位置づけの上のグラフの凡例が抜けておりましたので、こちらのほうは追加してございます。

以上が素案からの修正点となっております。今後、こちらの案につきましては、第1回江東区議会定例会の文教委員会に報告しまして、3月中に公表いたしたいと考えてございます。ホームページへの掲載等、印刷として冊子にしたものを各学校やきっずクラブ、図書館等ことも関係の施設、また、青少年委員、民生・児童委員、各学校のPTA会長等に配付いたしてまいりたいと考えてございます。

説明は以上となります。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございました。資料7-1の意見と区の考えなんですけど、3ページの真ん中ほど、7番のプランの推進というもののなんですけども、習い事とかいろいろプログラムを増やしてほしいよという意見の回答で、実施を推進していく予定というふうに書かれていると思うんですけど、これ突き詰めちゃうと、有料で塾とか、スポーツクラブとか、そういうものに結局なっちゃっちゃうような気がするんですけど、どういうものを想定されるんでしょうか。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

笠間地域教育課長 今現在、そんなに量は多くないんですが、例えばネイティブの講師を呼んで英会話をやったりとかしておりますので、その辺を少し表に出していくという形でして、決してマイクロ等で迎えに来て、習い事のようなことをやっている、そこまでは突き詰めない予定ですが、どちらかというと薄く広くみたいな形で実施してまいりたいと考えてございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。
ほか、いかがでしょうか。
本田委員。

本 田 委 員 すいません、ちょっと中身じゃなくてあれなんですけど、目次のペー

ジがずれていないですか。プランの全体像が3になっているので。ただそれだけです。

笠間地域教育課長 申し訳ありません。ありがとうございます。

本 多 教 育 長 大事なことです。

笠間地域教育課長 修正しておきます。

本 多 教 育 長 最初のところからちょっとページがずれちゃったんですね。ありがとうございます。
安部委員。

安 部 委 員 7-2、こどもプランのほうの冊子なんですけど、用語集と違ってすごく分かりやすいと思いました。

ここで言う3ページの質の向上の方針8なんですけど、質の維持向上って、具体的には何を指すんでしょうか。安全面だったり、学習プログラムの拡充だったりとか、何かこう、いろいろ質といってもあるような気がするんですけど、どういった想定でしょうか。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

笠間地域教育課長 これまでこちらの質につきましては、質というよりも、むしろ量を推してきました。ただやはり、ここまで規模が拡大してきましたと、区立でするので、それ相応の一定レベルの平準化、そういったものを目指す必要があるかなと思っております。育成の。そのために、今般、放課後運営指導担当係長という職を設置しましたが、それを拡大しまして、係制にして、放課後運営指導係というものを設けていきたいと。各きつずクラブを回りまして指導や助言を行って行って、質を高めていきたいと考えてございます。

以上です。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

では、幾つか御意見ありましたので、反映していただければと思っております。

それでは、この報告を終了いたします。

ここで議事進行上の関係から、協議事項に入ります。

協議事項1 区立図書館の臨時休館についてを審議いたしたいと存じます。

本件について事務局より説明願います。

江東図書館長。

榎本江東図書館長 それでは、協議事項1 区立図書館の臨時休館について御説明いたします。恐れ入ります、資料9をお願いいたします。

令和6年度における図書館の臨時休館でございますが、来年度は2件を予定しております。

まず、1 東大島図書館併設マンションの排水管改修工事に伴う臨時休館でございます。対象施設は東大島図書館で、休館理由は、東大島図書館が入居する民間集合住宅にて、経年劣化した排水管の改修工事が集合住宅全体で実施されることによるものでございます。

休館期間は、本年6月から10月末を予定しております。

なお、改修工事の日程につきましては、図書館、区施設が入っている2号館1階につきましては7月から9月末を予定しているところでございます。

この休館に伴う対応といたしまして、東大島図書館では、休館期間中の一部期間で、隣接する旧ブリッジスクール跡地を活用した臨時窓口を設置しまして、予約資料の貸出し、返却等のサービスを継続するとともに、おはなし会や各種講座等についても文化センターを活用するなどして継続してまいります。

次に、2番、図書館システム機器更新に伴う臨時休館でございます。図書館サービスとして実施している蔵書の検索、予約、貸出し、返却等につきましては、全て図書館が管理するシステムで運用を行っているところでございます。

現在のサーバーや端末等の機器につきましては、令和元年度の更新から5年が経過し、リース期間及び耐用年数が経過したため、来年度に新しい機器への更新を予定しております。

対象施設につきましては、全区立図書館及びサービスコーナーとなっております。

休館理由でございますが、ただいま申し上げたシステム機器の更新が主な理由ですが、休館中は、機器更新に合わせてシステム全体を停止し、現行システムからのデータ移行への検証作業、OA機器類の撤去、設置等を行うため、ブックポストへの返却を除く、予約、貸出し、返却等のサービスは休止をさせていただきます。

休館期間は、本年9月24日から10月10日までを予定しております。

この休館期間中にシステム機器更新作業のほか、並行して全館の蔵書資料の点検整理を行う特別整理も併せて実施いたします。これにより、例年、各館で日程をずらして実施している特別整理による休館日は設けず、また、月1回の全館休館日も10月は設けない予定とし、年間を通じた開館日の確保に努めたいと考えております。

恐れ入りますが、裏面を御覧ください。機器更新に併せまして、システムのバージョンアップを行うことにより、新たなサービス、機能追加を予定しております。

具体的には、スマートフォンなどの端末で貸出カードを表示する機能やオンラインからの仮登録申請、また、図書館システムと電子図書館を連携いたしまして、電子図書館の資料でも予約資料確保のメール通知サービスを実施するなど、利便性の向上を図ってまいります。

なお、本件に関する周知につきましては、区報、ホームページ、SNS等により広く周知してまいります。

説明は以上でございます。御協議のほどよろしくお願いいたします。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございました。ちょっと1点教えてください。
こちらって、他区とかほかの市町村でも既にされているか、実績があるもののイメージでいるのかなと思ったんですけど、その辺はいかがでしょうか。

本 多 教 育 長 江東図書館長。

榎本江東図書館長 図書館システムを導入している自治体でも同様に休館は発生してございます。

23区内で申し上げますと、他区では14日間休館ですとか、少し長いところだと22日間の休館ですとか、実施している実績もございます。

基本的には、図書館自体を休館いたしまして、サービス自体が停止をしているという状況になってございます。

ただ、自治体によっては、おはなし会を例えば出張で実施したりですとか、そういったところも行ってございますので、本区におきましても、アウトリーチ型の事業ですとか、そういったところは検討してまいりたいと考えております。

以上です。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 すいません、ちょっと質問がかみ合っていなかったです。ちょっとうまく質問できていなくて申し訳ない。取り入れるシステムそのものが他区でも使っている実績があるのかということを知りたかったです。

本 多 教 育 長 江東図書館長。

榎本江東図書館長 失礼いたしました。本区で導入しているシステムにつきましては、2
3区でも複数の自治体が導入しているシステムになってございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。でしたら、もうバージョンアップしている実績があるという理解でいるんですが、江東区独自の要望とか、何かそういうものはあったりしますか。

本 多 教 育 長 江東図書館長。

榎本江東図書館長 基本的には、今回のバージョンアップにつきましては、パッケージの機能になりますので、本区独自のカスタマイズということではなくて、他自治体と同様の機能になるというところでございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

安 部 委 員 はい。

本 多 教 育 長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今、江東図書館長のほうから、この休館に伴って何かできることは考えてまいりますということがありましたので、図書館を利用している方々にとってみれば残念な期間になってしまいますので、ぜひ何か工夫をしていただければなというふうに思っています。

また、システム機器更新に伴う臨時休館中は図書館ホームページも利用不可となっているので、その期間中、図書館のホームページは使えないということは、表示もされないという理解でいいですか。

本 多 教 育 長 江東図書館長。

榎本江東図書館長 おっしゃるとおりで、図書館システムのホームページ自体が表示をされないというところにもなりますが、区のホームページとは別になりますので、区のホームページでは、実際にこの図書館のホームページは使用できない状態になっているということは表示をさせていただいて、周知をしていきたいと考えています。

本 多 教 育 長 その間、要するに、図書館のホームページが見られないわけで、どうなっているか分からないわけですから、図書館を使うことができていな

いということも併せて、図書館の情報を区のホームページをうまく使っていて、教育委員会のホームページの部分でも構わないので、そこをうまくやっていただいて、とにかく情報が漏れなく区民の方々に伝わるようにというところもしていただくとともに、事前の周知、そこを確実にしていただきたいなというふうに思いますので、そこはちょっと力を入れてやっていければというふうに思っております。

また、一番最初にあった東大島のほうは、工事期間によって多少こう、いろいろと違ってきますので、そこも丁寧な周知が必要だと思っておりますので、しっかりとやっていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。協議事項1について、承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを承認いたします。

次に、報告事項5 いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る発生についてにつきましては、調査継続中の事案に係る報告のため、また、報告事項7 江東きっずクラブ事業の運営委託料の返還についてにつきましては、区議会及び関係諸機関との審議状況との関係があるため、それぞれ秘密会といたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 ただいま全員一致の賛成を得ましたので、江東区教育委員会会議規則第12条第1項の規定により、報告事項5及び報告事項7は秘密会といたします。

それでは、報告事項5 いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る発生についてを事務局より説明願います。

－ ※ 報告事項5：秘密会につき非開示 －

本 多 教 育 長 それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項7 江東きっずクラブ事業の運営委託料の返還についてを説明願います。

地域教育課長。

笠間地域教育課長 それでは、私から、江東きっずクラブ事業の運営委託料の返還について御説明させていただきます。資料8をお願いいたします。

まず、今回の運営委託料の返還についてですが、過日、本委員会にて御報告いたしました江東きっずクラブにおける職員配置問題に係る事案となっております。

1（1）の対象事業所ですが、職員配置について一部虚偽報告を行っ

ておりました記載の3つのクラブでして、(2)の運営事業者は、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団となっております。

次に、2の返還理由についてでございます。前述の江東きっずクラブ3か所におきまして、本区の配置基準を満たさない時期がございました。勤務報告書に一部虚偽があったことから、過大に支給した委託料を返還させるものでございます。

3の返還対象期間等でございます。平成30年10月から令和5年9月までの間、常勤職員、非常勤職員、臨時職員13人について、延べ323か月分が過大支給となっております。

4の返還金についてでございます。本区が求める職員配置数を満たしていなかった期間につきまして、常勤、臨時などの職員の雇用形態により、異なる委託料単価を掛け合わせました金額、9,347万1,500円から、その期間に職員の不足を穴埋めすべく、いわゆる超過勤務をして穴埋めしていたんですが、その職員の超過勤務代金と法定福利法人負担分合計額、1,829万5,152円を控除いたしました7,517万6,348円となっております。

5の返還期限についてでございます。令和6年3月末日としてございます。

6の今後の対応についてでございます。令和5年9月に、本課に放課後運営指導担当係長を設置しましたが、先ほども説明させていただいたとおり、令和6年4月1日には、それをさらに発展させた放課後運営指導係を新たに設置しまして、江東きっずクラブに対する助言、指導、検査、そうした体制を強化するとともに、きっずクラブの運営に対して、きちっと指導してまいりたいと考えてございます。

報告は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
鈴木委員。

鈴 木 委 員 これはかなり長期間、6年間ぐらいの話だと思うんですけど、なぜこれ、チェック、分からなかったのかなという体制ですよ、これが一つ。
それから、どういうきっかけでこれは分かったのかということが一つと。今後は分かりましたけども、それをちょっとお聞きしたいんですが。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

笠間地域教育課長 まず、チェック体制でございます。
チェック体制につきましては、私ども担当職員が年に1回になりますが、各委託事業者の運営しているきっずクラブに参りまして、そこで書類等をチェックしているんですが、その書類そのものに、もう偽りがあ

ったということから、ちょっと見抜けなかったと。毎月報告のある報告書ですか、そちらのほうにも職員数が水増しして記載されていたといったところでございます。

これの発見につきましては、実は新宿区のほうで、もっと大規模な不正がございまして、そうした経緯から、この事業団が自己検査したと。その結果、多方面の自治体に影響ができたうちの江東区が一つであったと、そういう経緯でございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 鈴木委員、よろしいですか。

鈴 木 委 員 結構です。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。この返還の件なんですけど、調査とか金額とかも含めて、地域教育課さんだと思うんですけど、多大な工数を使って皆さんがやっていると思うんですけど、こういう事態になったときに、加算とかのペナルティーとか、そういったものは存在しないんですか。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

笠間地域教育課長 実はこれ、職員の配置につきまして、私ども基準と申ししておりますが、これはあくまでも目安という基準でございまして、完全なる違反というところまでなかなか認定しづらいところでございます。

ただ、私どもとしては、職員が残業のし過ぎで疲れ果てたといったことによって、こどもたちに対する育成に影響を及ぼさないように、超過勤務が生じないような形で人員配置をお願いしていたといったところでございます。

ただ、常日頃の育成については、職員が超過勤務して頭数を整えていたということで、例えば育成ができなかったとかこどもを受け入れられなかったとか、そういう状況には陥っておりませんので、ある意味、委託契約、事業の業務委託としては、何も落ち度がなかったということです。そのため、違約金を請求するというのが非常に難しいということで弁護士のほうにも相談しておりまして、ある意味これは、違約金というよりも、むしろお互いの協議の中で決めていくべきことだといったことで、同事業団と私ども区が協議した結果、この職員数の水増しによって生じた過大支給分、こちらのほうの返還ということで合意をしたといったところでございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 すいません、ちょっととても難しくて。完全な違反ではないと言われると、違反なんじゃないのかなという気もして、難しいのかなと思うんですけど、でも、お金を返すぐらいの事態なんですから、違反なのかと思ってしまうんです。

取りあえずそこまでは協議の上で、自主的に、じゃあ戻しますという意識もあるのかなという気もちょっとして、区としてもチェックがし切れなかった部分で落ち度があるという、その辺もあるのかなと思うんですけど、これは今後、この内容というのはどうなっていくんでしょうか。つまり、周知とかそういったものの部分です。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

笠間地域教育課長 まず、こちらのほうにつきましては、次回の第1回定例会の本会議の中で、文教委員会ですか、そちらのほうに同じように御報告いたしまして、その後、ホームページでこの趣旨を掲載していくと。幾ら返していただいたということを掲載していく予定でございます。

以上です。

本 多 教 育 長 安部委員、よろしいですか。

安 部 委 員 はい。

本 多 教 育 長 今、安部委員からあった部分については、返還理由に一部虚偽があったと記載がありますので、よからぬことをやっていることは事実であります。それについて、どういう解決策を取るかというところで、人が置かれていなかった部分について返還するということで決着しようというところで、基本的に、全部契約を解除することで、こどもたちがきつずに行けなくなる状況とか、そういったことは避けるべきではないかということが一つの判断にはなってきているとは思いますが、これはあつてはいけないことですので、ここをどう検査をしていくかというところだと私は思っています。先ほどもありましたけども、検査をしていくということですので、当然抜き打ちでしていかないとはいけません。このことは確実にやるということが大事になってくると思っていますので、そこも含めて、教育委員会としては今回のことを重く受け止めて対応していかなければいけないなというふうに思っております。

また、きつずクラブ全てのとか、それ以外のところは本当に一生

懸命やっているきつずクラブはたくさんありまして、こどもたちが笑顔で過ごしているきつずクラブもたくさんありますので、そういった部分では、一つのこの業者のことによって、全ての信用失墜になるようなことも本当に残念だなというふうに思いますので、そういった部分も含めて、よりしっかりと対応していきたいというふうに思っておりますので、今回このような形にはなりましたが、今後、新たな体制でやっていきますので、そのところでしっかりと指導助言、検査していくというところで対応していければなというふうに思っております。

安 部 委 員 すいません、1点いいですか。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ごめんなさい、後出しみたいですいません、1点教えてください。

この水増しされた分というのは、その分、職員の方はその少ない人数で頑張られた方々に還元されていたんでしょうか。というところまでは、何に使われていたのかというか、実はその頑張っていた人に還元されているなら、別に何か違う話なんじゃないかなと、ふと思ったんですけど、その点何か調査できているんでしょうか。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

笠間地域教育課長 私どもが一応調査した中では、超過勤務としては、間違いなくこれは適切に支給はされていたと。ただ、それ以外にどう使われていたかといったところまでは、ちょっと見切れていないといったところでございます。

ただ、そこはもう相殺という形で、いわゆる委託料で払った中から、超過勤務相当、それとあと福利厚生費を差引いた、その差額を全部返せという決着の方法しかなかったのかと考えてございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

安 部 委 員 はい。すいません。

本 多 教 育 長 それでは、本報告を終了いたします。

当初予定した案件は以上となりますけれども、本日は追加協議事項が1件ございます。

追加協議事項につきましては、関係諸機関との審議状況との関係があるため、秘密会といたしたいと存じますが、御異議ございませんでしよ

うか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 ただいま、全員一致の賛成を得ましたので、江東区教育委員会会議規則第12条第1項の規定により、追加協議事項は秘密会といたします。

 それでは、追加協議事項1、地下鉄8号線延伸事業における整備計画の協議についてを審議いたしたいと存じます。

 なお、本件につきましては、他団体との交渉事項が含まれておりますため、お配りしました資料につきましては、会議終了後に回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

 それでは、本件について事務局より説明願います。

－ ※ 追加協議事項1：秘密会につき非開示 －

本 多 教 育 長 秘密会の会議録につきましては、本来、教育委員会会議規則で非開示とすることになっていますが、報告事項7につきましては、区議会の審議終了後、公開することといたしたいと存じます。

 また、報告事項5及び追加協議事項1につきましては、教育委員会会議規則第31条の規定により非開示といたしたいと存じます。

 なお、追加協議事項に係る資料につきましては、先ほど申し上げましたとおり、事務局にて回収させていただきますので、机の上に置いていただければと思っております。

 それでは、以上をもちまして、令和6年第1回江東区教育委員会臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。